

令和 4 年 1 2 月

第 7 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和４年１２月第７回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第７５号	令和４年度 人吉市一般会計補正予算（第８号）
議第７６号	令和４年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議第７７号	令和４年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議第７８号	令和４年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）
議第７９号	令和４年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
議第８０号	令和４年度 人吉市一般会計補正予算（第９号）
議第８１号	令和４年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議第８２号	令和４年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）
議第８３号	令和４年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）
議第８４号	令和４年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
議第８５号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第８６号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第８７号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第８８号	人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第８９号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議第９０号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議第９１号	人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
議第９２号	人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第 9 3 号 公の施設の指定管理者の指定について

議第 9 4 号 財産の処分について

議第 9 5 号 財産の取得について

報第 8 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分
の報告について

- 議第 8 5 号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 6 号 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 7 号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 8 号 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 9 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第 9 0 号 人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 1 号 人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議第 9 2 号 人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 8 5 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

第 2 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市長、副市長及び教育長の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 6 号

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

第 2 条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 7 号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 7 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に、「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 5 0」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 6 0」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300

42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		

	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 人吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第15条の7第2項第1号及び第2号の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の人吉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（令和4年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 令和4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の人吉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

（給与の内払）

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

職員の給与に関し、人事院勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 8 号

人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（給料表の適用の特例）

- 3 第 4 条第 1 項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の給料及び第 1 8 条第 1 項から第 3 項までの規定によるパートタイム会計年度任用職員の報酬に関し、人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年人吉市条例第 号）第 1 条の規定による改正後の別表第 1 の規定は、令和 4 年 1 2 月 1 日以後の勤務に係る給料及び報酬から適用し、同日前の勤務に係る給料及び報酬については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

（提案理由）

条例で引用している給料表の改定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 8 9 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

(人吉市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 人吉市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年人吉市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第 1 1 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 1 2 条・第 1 3 条）

第 5 章 雑則（第 1 4 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「）第 2 8 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 2 8 条の 3」を「。以下「法」という。）第 2 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 2 2 条の 5 第 1 項、第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 5、第 2 8 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 2 8 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「6 0 年」を「6 5 年」に改める。

第 4 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（第 9 条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び第 3 章において同じ。）を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期

限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員の退職により」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき」を「当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該職務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に、「1年を超えない範囲」を「これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲」に、「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 人吉市職員の給与に関する条例（昭和26年人吉市条例第15号）第7条の2に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 前号に掲げる職に準ずる職として規則で定める職
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しな

なければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することが

できず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期

間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び前条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が構成団体となる地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(人吉市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第2条 人吉市職員の給与に関する条例（昭和26年人吉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を次のように改める。

- 5 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第

1 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 3 条の 2 を削る。

第 1 0 条第 2 項第 2 号及び第 1 3 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 5 条の 3 第 2 項、第 1 5 条の 4 第 3 項並びに第 1 5 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 9 条の表第 3 条第 5 項の項を削り、同表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 2 0 条第 2 項の表中「再任用短時間勤務職員」及び「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 8 項を加える。

1 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 1 5 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 3 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第 3 条第 4 項並びに第 4 条第 1 項及び第 5 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）とする。

1 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 人吉市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年人吉市条例第 9 号）第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により地方公務員法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（同条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める職員

(3) 人吉市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

1 5 地方公務員法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下こ

の項及び附則第17項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第15項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第15項、附則第16項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 19 附則第15項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条の4第5項(第15条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第15項、附則第17項又は前項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 20 附則第13項から前項までに定めるもののほか、附則第13項

の規定による給料月額、附則第15項の規定による給料その他附則第13項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部改正)

第3条 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例(昭和26年人吉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第4条第1項第1号中「第28条の2」を「第28条の6」に、「第28条の3」を「第28条の7」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2」を「第28条の6」に、「第28条の3」を「第28条の7」に改め、同条第2項中「又は死亡により退職した者」を「死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「定める額(以下)の次に「この項及び第5項において」を加える

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第4項中「職員が、当該退職後」を「職員が当該退職後」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第8項」を「第9項」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第1号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第4項中「禁こ」を「禁錮」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

附則第4項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第10項から第17項まで」を加える。

附則第5項中「第5条の2」の次に「及び附則第12項」を加える。

附則第6項中「第5条」の次に「又は附則第11項」を加える。

附則第9項中「令和4年」を「令和7年」に改める。

附則に次の8項を加える。

10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第10項」とする。

11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第11項」とする。

12 人吉市職員の給与に関する条例（昭和26年人吉市条例第15号）附則第13項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

13 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年退職日」とあるのは「定年（附則第10項の職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年人吉市条例

第 号) による改正前の人吉市職員の定年等に関する条例 (昭和 59 年人吉市条例第 9 号。以下「令和 5 年旧職員定年条例」という。) 第 3 条の適用を受けていた職員を含む。) にあつては 60 歳とする。) 退職日」と、第 5 条の 3 の表第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とあるのは「その者に係る定年 (附則第 10 項の職員 (令和 5 年旧職員定年条例第 3 条の適用を受けていた職員を含む。) にあつては 60 歳とする。) と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とする。

- 1 4 当分の間、第 4 条第 1 項第 4 号並びに第 5 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者 (次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。) (規則で定める者を除く。) に対する第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 本文中「定年退職日の属する年の前年の 3 月 31 日まで」とあるのは「定年退職日の属する年度の初日の前日までに」と、同条の表第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「100 分の 3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2)」とあるのは「100 分の 3」とする。

附則第 10 項の職員 (令和 5 年旧職員定年条例第 3 条の適用を受けていた職員を含む。)	60 歳
---	------

- 1 5 当分の間、第 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 条第 1 項 (第 1 号及び第 5 号を除く。) に規定する者に対する第 5 条の 3 の規定の適用及び第 8 条の 2 の規定の適用については、第 5 条の 3 本文及び第 8 条の 2 第 1 項第 1 号中「20 年を」とあるのは「15 年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者について、第 5 条の 3 本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第 8 条の 2 第 1 項第 1 号中「定年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

- 1 6 当分の間、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる者であつて

附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第14項の表の左欄に掲げる者の同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第4条 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成18年人吉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「、新条例」を「、人吉市職員の退職手当の支給に関する条例」に改める。

（人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年人吉市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「法」という。）」の次に「第27条第2項及び」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第6条を第9条とし、第3条から第5条までを3条ずつ繰り下げる。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「又は第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休

職する場合においては」を「、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は第3条第1号イの規定に該当するものとして職員を降格する場合は」に改め、同条第2項中「降任若しくは免職又は休職」を「降任、免職、休職又は降給」に改め、同条を第5条とする。

第1条の次に3条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項本文の規定による他の職への転任（降給を伴う転任に限る。）により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合の降格とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の勤務成績の確認者による確認が行われた勤務成績が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の勤務成績が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2人によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することに

ついでに、適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

- (2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合
(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の定期評価の勤務成績が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。
(経過措置)

- 2 人吉市職員の給与に関する条例（昭和26年人吉市条例第15号）附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに人吉市職員の給与に関する条例附則第13項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条第2項の規定は、人吉市職員の給与に関する条例附則第13項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(人吉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 人吉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年人吉市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間とし、」を「期間、その発令の日に受ける」に改め、「10分の1以下を減ずるものとする」の次に「。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする」を加える。

(人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 人吉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 人吉市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 人吉市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5」を「第22条の4」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

（人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5」を「第22条の4」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第9条 人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年人吉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5」を「第22条の4」に改める。

（公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第10条 公益的法人等への人吉市職員の派遣等に関する条例（平成19年人吉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 人吉市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第11条 人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和4

1 年人吉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(人吉市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 人吉市職員の再任用に関する条例(平成13年人吉市条例第23号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第27項の規定は、公布の日から施行する。

(人吉市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の人吉市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の人吉市職員の定年等に関する条例(以下「新職員定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日(令和5年4月1日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新職員定年条例定年(新職員定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新職員定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例

第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新職員定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新職員定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新職員定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

(人吉市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この項から附則第17項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することを行う。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、附則第10項若しく

- は附則第11項、附則第13項若しくは附則第14項又は附則第16項若しくは附則第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者
- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新職員定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新職員定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新職員定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新職員定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第5項若しくは附則第6項、附則第10項若しくは附則第11項、附則第13項若しくは附則第14項又は附則第16項若しくは附則第17項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の勤務成績その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、市が構成団体となる地方公共団体の組合（以下次項、附則第16項及び附則第17項において同じ。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新職員定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
- 13 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新職員定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新職員定年条例定年相当年齢

（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新職員定年条例定年をいう。附則第17項及び附則第26項において同じ。）に達している者（新職員定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する同法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する同法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新職員定年条例定年相当年齢に達している者（新職員定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

（人吉市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における

旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（人吉市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

- 2 1 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（人吉市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに者及び職員）

- 2 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第25項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新職員定年条例定年が基準日の前日における新職員定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 2 4 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新職員定年条例定年に達している者とする。

- 2 5 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新職員定年条例定年に達している職員とする。

（人吉市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短

時間勤務職員に関する経過措置)

- 26 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新職員定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新職員定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新職員定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新職員定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新職員定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新職員定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新職員定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新職員定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新職員定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新職員定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新職員定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（人吉市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

- 27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（人吉市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 28 第2条の規定による改正後の人吉市職員の給与に関する条例附則第13項から第20項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 29 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同

法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対するこの条例による改正後の人吉市職員の退職手当に関する条例（以下「新職員退職条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

- 30 新職員退職条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 31 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新職員勤務条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新職員勤務条例の規定を適用する。

（提案理由）

職員の定年引上げ等に係る地方公務員法の一部改正等に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

議第 9 0 号

人吉市手数料条例の一部を改正する条例

人吉市手数料条例（平成 1 2 年人吉市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次の 2 項を加える。

3 5	火薬類取締法（昭和 2 5 年法律第 1 4 9 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	1 件につき 1, 2 0 0 円
3 6	火薬類取締法第 1 7 条第 1 項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査	1 件につき、火薬類が火工品のみの場合にあつては 2, 4 0 0 円、火薬類（火工品を除く。）の数量が 2 5 キログラム以下の場合にあつては 3, 5 0 0 円、その他の場合にあつては 6, 9 0 0 円

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

熊本県から人吉市へ火薬類取締事務の権限が移譲されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第91号

人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって、人吉市が定める人吉市過疎地域持続的発展計画（以下「持続的発展計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、持続的発展計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内の適用業種のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第20項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円

を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課せられることとなった年度以降3か年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定により課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、課税免除を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該固定資産の課税免除の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により課税免除を受けたとき。

(2) 適用事業を休止し、又は廃止したとき。

(3) 市税等市の徴収金を滞納したとき。

(4) その他固定資産税の課税免除をすることが適当でないと認められるとき。

(適用除外)

第6条 この条例は、人吉市企業立地促進条例(平成18年人吉市条例第31号)の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

議第 9 2 号

人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例（令和 3 年人吉市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「定める額」の次に「（当該国営土地改良事業に要する費用に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額（以下「国の消費税等相当額」という。）が含まれる場合には、当該国の消費税等相当額を加える。）」を加える。

第 4 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、国営土地改良事業に要する費用に国の消費税等相当額が含まれる場合における当該国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分については、土地改良法施行令（昭和 2 4 年政令第 2 9 5 号）第 5 3 条第 1 項ただし書の規定により県が定める支払の方法に準拠して市長が定める支払の方法により徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例の規定により市が徴収する負担金に消費税等相当額を加えて徴収できるようにするため、条例の一部を改正するものである。

議第 9 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
人吉市体育施設
- 2 指定管理者に指定しようとする団体
人吉市下城本町 1 5 6 6 番地 1
N P O 法人 人吉市体育協会
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 29 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

公の施設について、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決が必要である。

議第 9 4 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分するものとする。

1 処分物件

(1) 土地

所在地	地目等	地積 (㎡)
人吉市田野町字下笹ノ谷 3 3 1 6 番 4	学校用地	1 0 , 0 7 8
人吉市田野町字上笹ノ谷 3 2 7 2 番 4	学校用地	3 6 0
人吉市田野町字上笹ノ谷 3 2 7 2 番 1 0	学校用地	1 1 8
人吉市田野町字下笹ノ谷 3 3 4 3 番	雑種地	7 , 3 0 1
計		1 7 , 8 5 7

(2) 建物

所在地	名称	構造	床面積 (㎡)
人吉市田野町字下笹ノ谷 3 3 1 6 番地 4	校舎	木造セメントかわらぶき平家建	4 2 4 . 4 7
人吉市田野町字下笹ノ谷 3 3 1 6 番地 4	校長室	軽量鉄骨造平家建	2 0 . 5 6
人吉市田野町字下笹ノ谷 3 3 1 6 番地 4 外 1 筆	体育館	鉄骨造スレートぶき 2 階建	1 階 4 7 7 . 9 8 2 階 5 4 . 4 3
人吉市田野町字下笹ノ谷 3 3 4 3 番地	便所	コンクリートブロック造セメントかわらぶき平家建	3 5 . 4 5
計			1 , 0 1 2 . 8 9

(3) その他

所在地	名称	内容
人吉市田野町字下笹ノ谷 3 3 1 6 番 4 外 1 筆	附帯工作物等	掲揚台、遊具、ごみ集積所、エアコン、警備機器等の工作物及び備品
人吉市田野町字下笹ノ谷 3 3 4 3 番		テニスコート 4 面

- 2 処分の相手方 熊本県人吉市合ノ原町498番地
高橋酒造株式会社
代表取締役 高橋 光宏
- 3 処分価格 25,100,000円

令和4年11月29日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

1件5,000㎡以上であって予定価格が2,000万円以上の土地の処分等については、地方自治法第96条第1項第8号及び人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年人吉市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決が必要である。

議第 9 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

- 1 取得の目的 下原田第 1 仮設団地用地
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 6 2, 6 1 5, 3 8 4 円
- 4 所在地、地目、地積 別表のとおり
- 5 契約の相手方 宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣 2 1 3 2 番地 1
株式会社 黒木木材
代表取締役 黒木 道生

別表

所在地	地目	地積 (㎡)
人吉市下原田町字荒毛字久木原 2 1 3 0 番 1	宅地	4 6 9 5 . 1 5
人吉市下原田町字荒毛字久木原 2 1 3 0 番 4	宅地	1 6 5 . 7 5
人吉市下原田町字堀字堀 1 4 5 番 4	宅地	1 8 0 0 . 9 3
人吉市下原田町字堀字堀 1 4 5 番 5	宅地	3 2 . 3 6
人吉市下原田町字堀字堀 1 4 5 番 6	宅地	1 1 1 . 8 3
計		6 8 0 6 . 0 2

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

1 件 5, 0 0 0 ㎡以上であって予定価格が 2, 0 0 0 万円以上の土地を取得するときは、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決が必要である。

報第 8 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

専第 5 号 損害の賠償について
（令和 4 年 11 月 11 日専決）

令和 4 年 11 月 29 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月11日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名

損害の賠償について

2 賠償の理由

令和4年10月14日正午頃、市道青井地内第6号線において、相手方軽自動車が対面に停車してあった車両を避けるため左に寄せて走行中、側溝の雨水排水用グレーチングにタイヤが載った際に当該グレーチングが外れ、軽自動車の左前輪が側溝内に落下し、タイヤとホイールを損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

3 損害賠償の額

60,940円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

